

高知県商工団体連合会 NO.1022(54-15)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ kosyoren.jp
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

土佐町議会

インボイス制度中止の意見書採択
9月13日、全会一致で採択されました。南国民商が「実施延期」の陳情をしていましたが、湖東税理士のDVDを議員全員で視聴し学習する中で、「『延期』ではいつか実施される。『中止』の意見書にすべき」となったもの。県内6番目の採択です。(詳細は次号で)

共済会員加入率2%アップを秋の運動で達成しよう

■2022年 秋の運動 (仲間増やし)

9/11 現在	拡 大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸香美郡	0	0	0	0	0	0
南国	2	0	0	0	0	1
高知	0	0	2	0	0	0
仁淀川	0	0	0	0	0	0
須崎村	0	0	0	0	0	0
中村	0	0	0	0	0	0
計	2	0	2	0	0	1

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)



秋の運動(9月～11月)がスタートしました。南国民商ではさつそく、片山拡大推進委員長が読者2人を拡大。高知民商では、コロナ特例の共済給付の申請に来た会員が、「いい制度だ」と子ども2人の加入手続きをしました。

共済の拡大にも力を入れよう
県共済会理事会は、「共済会員(民商会員本人)の加入率が、全国は80%に接近している時に高知県は70%超の到達。秋の運動で2%アップをめざそう」と討議。2%といえども50人近い拡大が必要です。

インボイス学習班会、会員訪問などで、読者、会員の拡大とも結合しながら達成をめざしましょう。

融資の条件変更+追加資金も獲得

会員のAさん(建築塗装)は、新型コロナの影響で売り上げが減少し、2020年4月に日本政策金融公庫のコロナ融資200万円を獲得していました。

据置期間1年でしたが昨年条件変更し、さらに据置期間を1年延長していました。

しかしコロナ禍は収まらず、新たな給付金制度もない中、不安に感じていました。

民商に相談し、日本政策金融公庫に電話。

何度か電話でのやり取りの後、面接(今回はいろいろと聞かれたそうです)があり、必要書類を提出するとすぐに条件変更が認められました。

さらに、今回は、20万円の追加融資も獲得できました。

Aさんは、毎月手書きで試算表を作成して(すごい!!)、今回も試算表を添付して申請したことが評価されていると思います。

仕事も知り合いの大工さんが紹介してくれるなど順調です。

開業以来、丁寧な仕事でコツコツと信頼を積み重ねてきたAさん。

ホームページも作成し、新たな仕事獲得にも挑戦しています。

資金繰りでお困りの方は、民商までお気軽にご相談ください。(9/5香美郡民商会報)

県内事務局員交流会を開催しました

9月12日(火)「高商連・民商事務局員交流会」を開催しました。リモートも含め県内7民商全てから16人が参加。

入局3ヶ月から、42年という経験者まで幅の広い構成となっています。

メインは、リモートによる関西勤労者教育協会の中田進さんの講義と意見交流。中田氏は「参院選後の情勢と民商・民商事務局員に求められるもの」と題して、「民商とは」の基礎的なところから、「国葬、統一協会、沖縄知事選挙」といった最新情勢まで縦横無尽に話を展開。「事務局員のみなさん、大事なものは学習すること、『愛』を持って会員さん、業者さんに接することです」といったユーモラスな語り口に、あっという間に時間がたってしまいました。

高知民商・牧事務局長が講師となり、「インボイス学習会の心得」をテーマに、①制度を理解してもらう、②怒りを湧かせる、③怒りを組織化するにはどうするか、学習と問題提起。参加者は、自らの学習会の経験や会員の反応などを交流しました。

チラシのつくり方やSNSの活用の情報交換も。チラシ作成については、仁淀川民商・伊藤さんから、「情報を詰め込みすぎない、余白があると何か入れたくなるが、『余白』の大切さ」といった、つくり方のコツ・考え方なども学びました。

県連事務局長からは、「インボイス学習をすすめ、中止・延期の運動を強めよう」「仲間増やしでは、年間(12月末)増勢をめざそう」と、秋の運動の成功に向けた、事務局の奮闘を呼びかけました。

連絡会議の対象ケースとするためには、個人情報使用からご本人の同意書が必要となるため、窓口で支援について同意を求めますが、諸事情でその意思表示をしていただけない方が多いのが現状です。

当課としては、例えば、支援先(ハローワークまでなど)まで同行するなどして、支援を確実なものとするようなケースを想定しているところですが、まずは、滞納者の方との信頼関係構築が重要であると認識しており、課員各々が納付相談時にきめ細かな聞き取りを通じて、生活再建に向けた適切な手段を修得する必要があると強く感じています。

そのためには、相手の立場に立って、他人事として捉えるのではなく、伴走的な納付相談となるよう日頃から意識して取り組んでいく必要があります。

いの町の生活再建・伴走型の滞納整理の取組み③

4 債権管理連絡会議の開催
本町では、各月1回当課による主催で、滞納者の方の同意を得た上で、滞納情報を関係各課で情報共有し、滞納者の方の生活状況について改善策等を協議し、個々の置かれた状況に応じて適切に担当課へ繋げていく施策を講じております。

この会議は、教育・福祉・水道・住宅関係・国民健康保険部門の各職員を構成メンバーとして様々な意見交換を通じて生活困窮者への支援(自立支援を含む)を検討する場として行います。

会議の設置趣旨としては、後にご紹介させていただきますが、将来的な総合支援窓口業務設置に向けた試金石として位置付けています。

また、これと併せて当課は、いの町自殺対策計画に基づくワーキングチームの一員として関係課との連携強化も図っています。